第 186 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2019年4月17日(水)午前10時00分~11時40分経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文(委員長)、笛田俊治 (五十音順)

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明・	審議結果
1. 前回議事概要の確認	・前回議事概要案が承認された。		
2. 「積算資料」5月号土木系資材の価格 変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した資材】 異形棒鋼	九州	全国的に横ばい推移のなか、九 州地区は旺盛な需要を背景に、 メーカー側の強気な交渉姿勢か ら市況上伸。
	鉄屑	札幌、金沢、名古 屋、大阪、広島、 高松	
	PHCパイル	岐阜、静岡、名古 屋、津	民需が旺盛な中、製造コストの 上昇等を理由にメーカーが値上 げを打ち出す。供給側の足並み が揃い、需要者側も安定供給の ために値上げを受け入れ、市況 上伸。
	軽油	全国	元売会社は減産・輸出により需給引き締めに動き、原油調達コストの上昇を価格に反映すべく売り腰を強めた。販売側も元売卸価格上昇分の転嫁を進め、市沢上伸。
	再生加熱アスファル ト混合物	大津	ストアス価格の高騰に加え、運 転手不足による輸送コスト増も あり、各メーカーは販価の引き 上げを目指して価格交渉に臨ん だ。需要者側が値上げの一部を 受け入れ、市況上伸。
	【下落した資材】 鉄屑	仙台、東京、新潟、 長野	鉄屑の市中発生量は例年を下回る水準だが、需給はやや緩和した状態。東日本を中心とした地区では、国内電炉メーカーの購入価格引き下げ、輸出市況下落の影響を受け、市況下落。

審議事項及び委員意見・質問

- ○鉄屑の需給バランスが地区により異なっているようだが、今後の異形棒鋼やH形鋼の需要見通しをどうみているか。
- ○電炉メーカーは通常、鉄屑在庫をどの くらい確保しているか。
- ○今年は大型連休が特に長いが、鋼材メーカーの操業は例年と異なるか。
- ○PHCパイルは JIS 製品か。また在庫 があるものか。
- 3. 「積算資料」 5 月号建築系資材の価格 変動の妥当性について

- ○東京地区の木材の聞き取り調査先が 全て新木場の業者になっているが、情 報が偏っていることはないか。
- ○木材について消費増税前の駆け込み 需要の影響は出ていないか。
- 4. その他
 - (1) 次回開催予定

経済調査会説明 · 審議結果

- ・足元は端境期で需要は強くないものの、H形鋼については今後も一定の需要が見込まれている。異形棒鋼は、先行きにやや不透明感がある。
- ・10日から2週間分程度の在庫を確保していると聞いている。
- ・大型連休の時期は電力料金が安価になるため、例年、鉄鋼メーカーは連続 操業を行っている。今年は10連休と長く、働き方改革の影響もあるので、 フル操業とは行かないかもしれないが、例年並みの操業を行うと聞いてい る。
- ・JISA 5373 で規定された製品であり、規格によっては在庫もある。
- ・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。

<品目>

[地区]

全国

(理由)

【上伸した資材】

電線ケーブル

販売側は、主原料の銅価高を製品価格に転嫁すべく売り腰を強めた。需要者側が値上げの一部

- を受け入れ、全国的に市況上伸。
- ・新木場の業者は、ハウスメーカーやビルダーと取引があるので、建築系の情報が入手しやすく、また広範囲の情報が得られる。
- ・オリンピック・パラリンピック関連工事などの影響による職人不足から工 事が遅れており、材料の需要にはまだ影響が出ていない。
- ・2019年5月17日(金)10時~12時と決定。

(以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の 調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者に よる価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について 審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとす る。
 - 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、 理事長が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(審査の報告・助言)

第6条 委員会は、第2条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査 結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

- この規約は、平成15年11月13日から施行する。
- この規約は、平成16年4月13日から改訂施行する。
- この規約は、平成18年4月13日から改訂施行する。
- この規約は、平成21年4月13日から改訂施行する。
- この規約は、平成24年6月15日から改訂施行する。